

1. 都市公園について

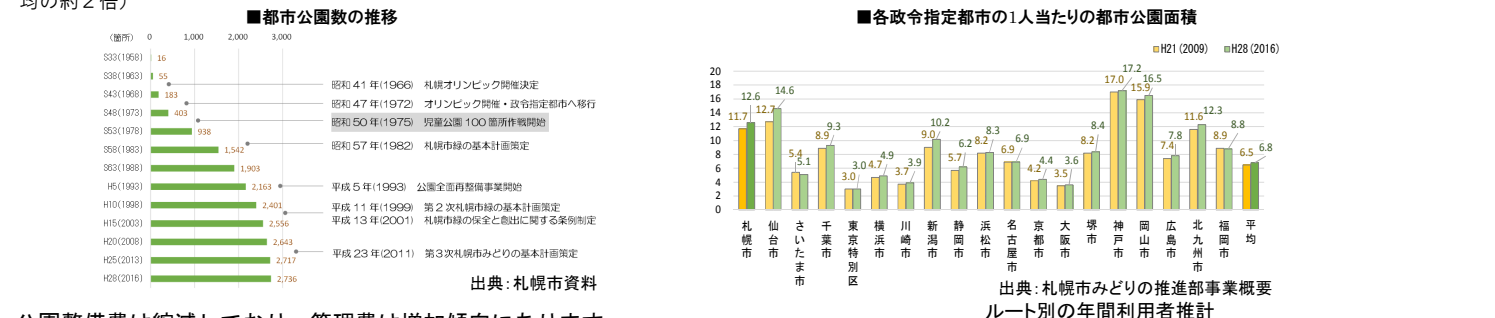
■「現状と課題」および審議会ご意見より

- ・都市公園の地域的偏りの改善が必要
 - ・膨大な数の老朽化した公園施設への対応が必要
 - ・多様なニーズに応じる使いやすい公園づくりのための民間との連携が必要
 - ・公園の利用者に民間の活力を導入することが必要
- ・観光や都市景観の向上に資する公園の活用や整備が必要
 - ・公園の特性に応じた安全安心して遊べる場が必要
 - ・乳幼児が安全安心して遊べる場が必要

■都市公園の現状について

●札幌の都市公園面積は、政令指定都市の中では上位となっています

札幌市では、昭和50年（1975年）からの「児童公園100箇所作戦」等の実施により、急速に都市公園数が増加し、現在は2,700箇所を越えています。
また、市民1人当たりの公園面積は、12.7㎡と札幌市都市公園条例で定める標準面積13㎡/人に近づいてきており、政令指定都市の中では上位となっています。（平均の約2倍）

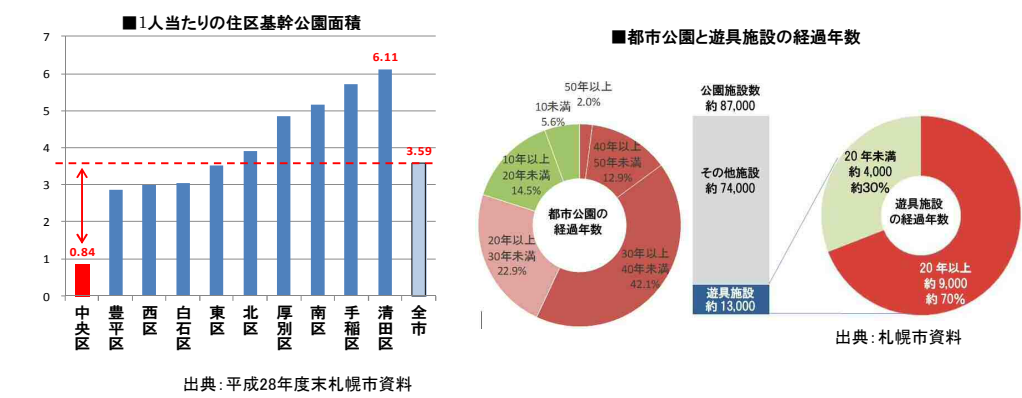


●公園整備費は縮減しており、管理費は増加傾向にあります

老朽化に伴い、施設の更新や日常的な維持管理が大きな負担となっています。
公園緑地関連予算は、1人当たり都市公園面積が10㎡に達し、公園整備が一定の充足をみた平成10年(1998年)頃までをピークに整備費が縮減傾向に転じました。
管理費は、施設の修繕や維持が必要な老朽施設が増加しているため、増加傾向にあります。

●札幌の住区基幹公園の面積は中央区で不足しており、施設の老朽化も進んでいます

札幌市全体の公園の数や面積は、一定程度充実している一方で、一人当たりの住区基幹公園の面積を区別で見ると、人口が増加傾向にある中央区で著しく不足している状況です。これは、公園の計画的な整備が始まる以前に土地利用が進んでいたことによります。
また、約6割(1,500箇所)の公園が整備後30年を経過しており、公園施設の老朽化が進んでいます。



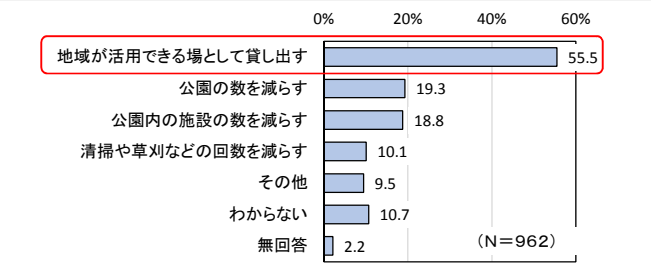
●利用ニーズが変化し、機能の見直しが必要となっています

時代の経過に伴い、居住者の年齢構成や地域の利用ニーズは変化してきています。
街区公園が近接する場所では、公園の機能に重複が見られ、周辺の大きな公園に利用が集中してしまうことから、利用の少ない公園が多く存在します。また、1,000㎡未満の狭小公園は、設置できる施設や機能が限定されてしまうため、利用が少ない傾向があります。

市民アンケート〔平成30年〕（建設局みどりの推進部）

問「公園も今のまま維持していくのは難しくなると考えられます。今後の小さな公園のあり方はどうなっていくと良いと思いますか。（あてはまるもの全てに○）」に対する回答として、最も多かったのは、「地域が活用できる場として貸し出す」であった。

【問3-1】(2)公園も今のまま維持していくのは難しくなると考えられます。そのような中、今後の小さな公園のあり方はどうなっていくと良いと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



地域が活用できる場として貸し出す場合の使い方としては、夏～秋には、「夏まつりなど、イベントの場」が多く、冬では、「雪捨て場」がもっとも多かった。

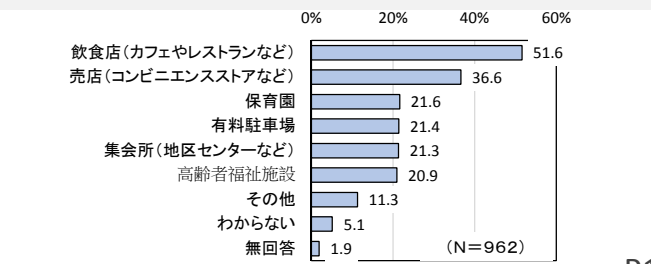
【問3-1】(3)小さな公園を地域が活用できる場として貸し出す場合、どのようなことに利用したいですか。（あてはまるもの全てに○）

	夏～秋の利用	冬の利用
1位	夏祭りなど、イベントの場(59.1%)	雪置き場(66.8%)
2位	バーベキュー広場(30.0%)	イルミネーションやキャンドルなどのイベントの場(27.8%)
3位	ガーデニング(26.9%)	

※上位3位のみ掲載

大きな公園と併設しているとよい施設は、「飲食店（カフェやレストラン）」が最も多く、次いで、「売店（コンビニエンスストアなど）」が多かった。

【問3-2】札幌市の大きな公園(約300坪(約1,000㎡)以上)についてお聞きします。あなたは、公園と一緒にあると良いと思う施設は何ですか。（あてはまるもの全てに○）



1. 都市公園について

札幌市公園整備方針（案）

（建設局みどりの推進部）

方針の基本的な考え

①量から質へ

公園を新しく作ること（＝量）よりも、既存の公園を活用すること（＝質）を主な施策とする。

②選択と集中

必要性の高い地域や公園等を「選択」、そこに整備を「集中」。

「配置」の視点

施策

■新規整備

①街区公園以外の公園は、基本的に新規整備をしない

（理由）・総量が充実しているため

・街区公園以外の面積が大きく、整備費や維持管理費に巨額な費用を要するため

②街区公園の新規整備は、必要性が高い地域に限って実施

（条件）・身近な公園が不足している地域のうち、人口動態、土地利用などから判断

③新規整備する際は、地域に必要な公園機能を一通り確保できる面積として概ね1,000㎡以上を確保する。

■拡張

①新規整備の考え方に準ずる。

②1,000㎡未満の街区公園を対象

例外）別途検討するケース

■札幌市全体の施策に関連する場合（まちづくり事業等）

■開発行為に伴う新規整備

効果的な運用

■公園以外の広場等も、状況によって公園に準ずるものとして扱う。

■必要に応じて、他の公共施設との複合化など連携を図り、都市機能の効果的・効率的な向上を検討

■機能分担・統合

①機能分担を中心に実施

⇒「街区公園の施策」機能分担（『種類の視点』に記載）

②公園の機能向上やコストダウン等が大きく、まちづくりにも寄与するようなケース等、効果が十分に見込める場合に限定して統合を検討

【新規整備推進地域】
街区公園の**新規整備**を中心
に実施する地域

1,000㎡以上の
公園の誘致圏※4

既存公園

【狭小公園活用地域】
既存狭小公園の**拡張**
を中心に実施する地域

「種類」の視点

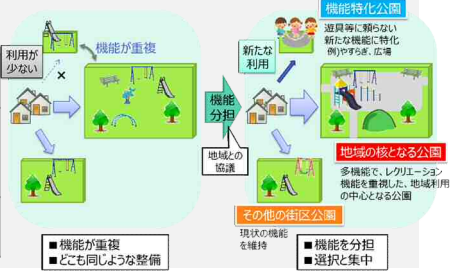
■街区公園

【主な施策】機能分担

街区公園を分類し、機能分担を行うことでメリハリをつける。

（新たな利用を生み出しながら、施設総量が抑制されることで、更新・維持管理費の低減が進む）

	地域の核となる公園 (1,000㎡以上)	機能特化公園 (1,000㎡未満)	その他の街区公園
趣旨	・地域利用の中心 ・多面的な機能 ・レクリエーション機能重視	・機能を絞り込む ・遊具等に頼らない整備	・現状の公園機能を維持
主な整備	地域ニーズを把握しながら、全面再整備（機能再編）を実施		施設更新（機能再編を行わない）



■近隣公園

【現状】 地域利用の中心の施設や機能がある

【将来像】

・地域ニーズに合った、地域（小学生にとっては小学校区）の中心となる公園
・街区公園よりも幅広い利用目的

【主な施策】

・整備：地域ニーズを把握しながら全面再整備、部分再整備を実施



大きな築山（スキー山）

■地区公園

【現状】 公園ごとに個性がある。

【将来像】

・地域ニーズに合った、特徴や個性を活かした公園
・街区、近隣公園よりも幅広い利用目的。

【主な施策】

・整備：根本的な機能再編（全面再整備）は行わないが、必要な場合は部分再整備を実施



■総合公園・運動公園

【現状】 個性が豊か

【将来像】

・多くの市民、観光客が訪れる魅力あふれる公園
・コンセプト等が活かされている。

【主な施策】

・整備：根本的な機能再編（全面再整備）は行わず、施設更新を基本とする



前田森林公園のカナール

■都市緑地

【現状】 緑の保全等一方で、遊具等様々な施設が設置されている例も多い。

【将来像】

・緑の保全等を中心としながら、公園ごとの規模や状況等にに応じた利用もなされている。

【主な施策】

・他の公園種類の性質等に近い場合、該当する公園種類の整備内容・手法を適用
・整備：基本的に施設更新を実施。

■公園種類間の活用（補完）

【施策】

地域に街区・近隣公園の機能が不足する場合、周辺の他の種類の公園を活用して補完

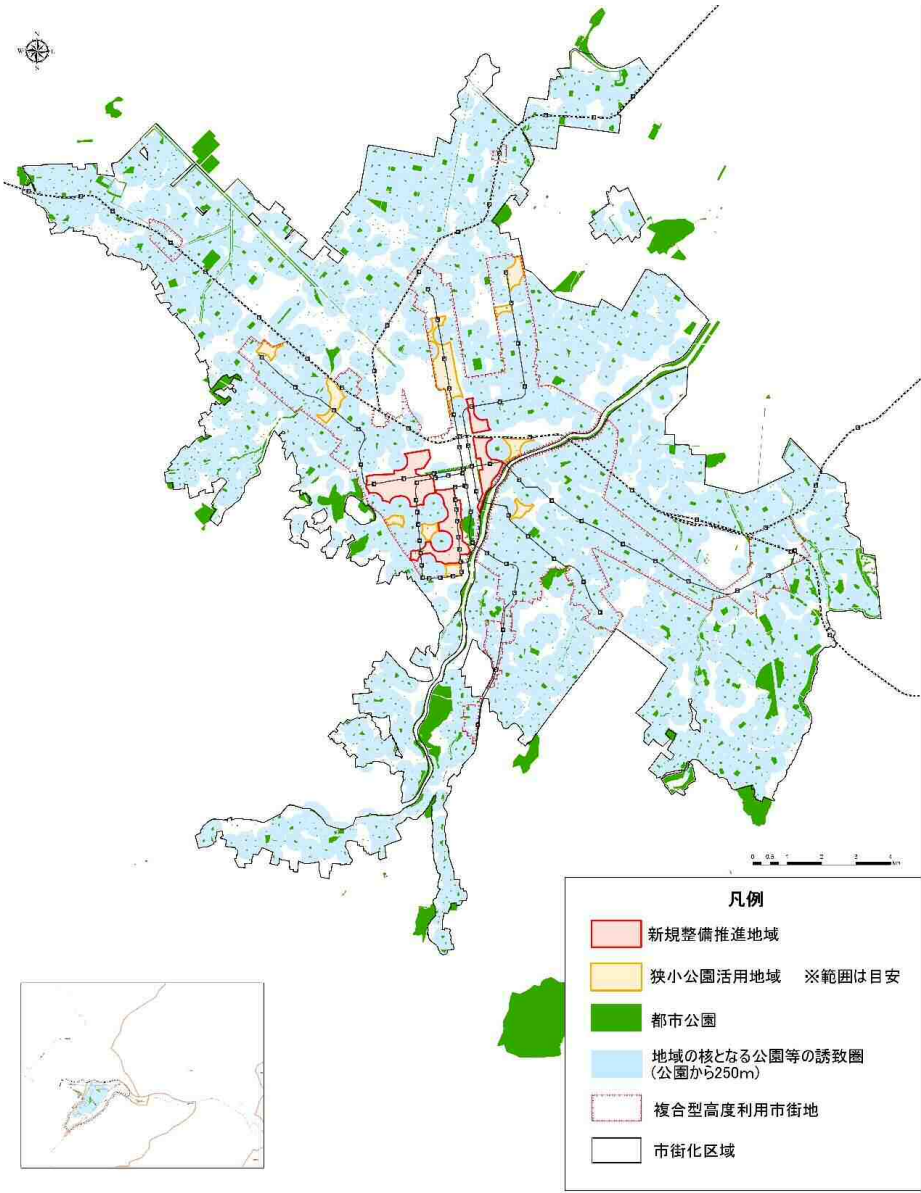


補完の例（都市緑地に街区公園機能を設置）

1. 都市公園について

現状と今後の方針

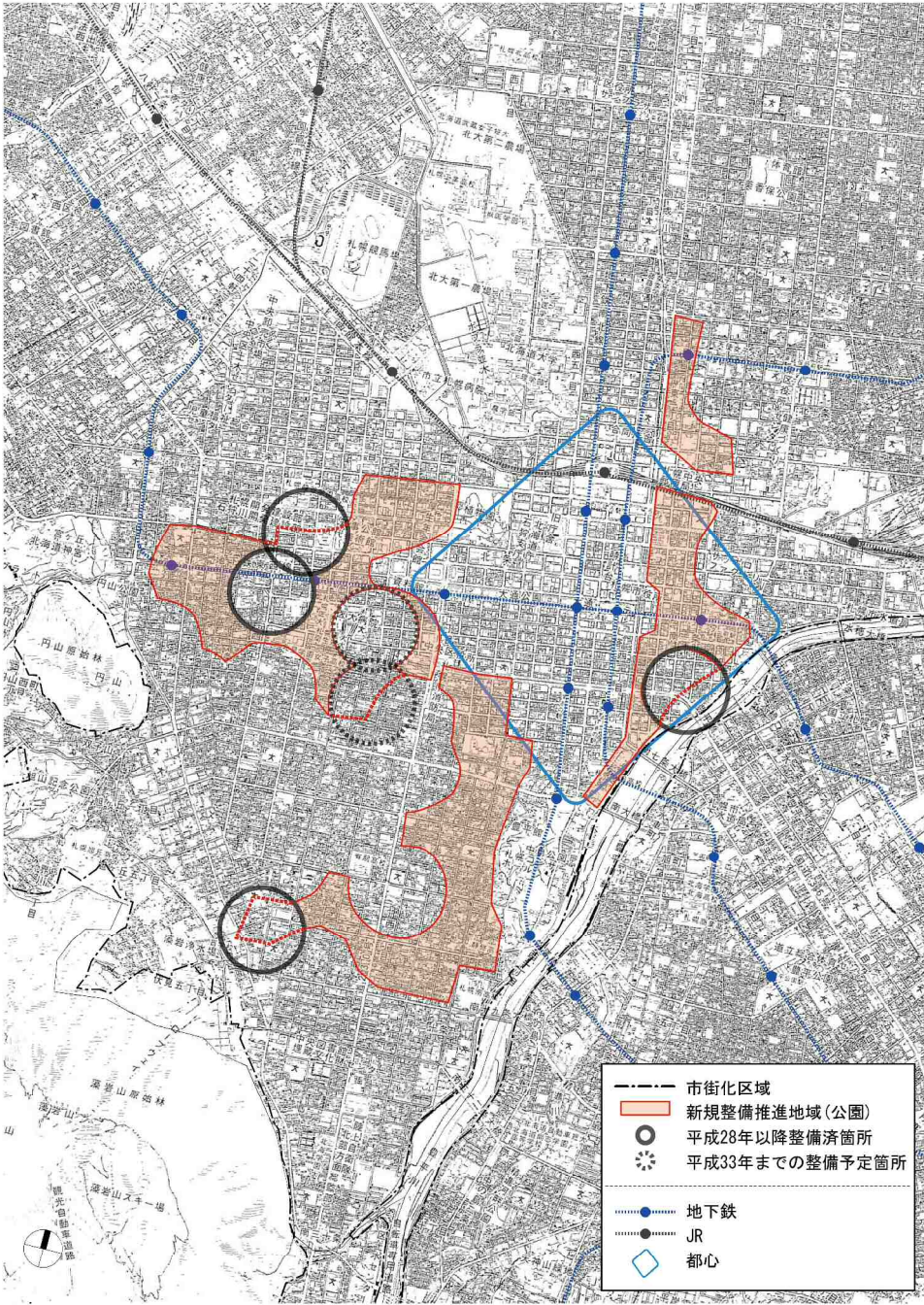
■地域特性に応じた公園整備のシミュレーション結果



地域の分類	新規整備の必要性	整備手法の考え方
新規整備推進地域	高	新規整備と狭小公園の拡張の両方を推進する。
狭小公園活用地域	中	狭小公園の拡張を目標とする。 新規整備は、状況に応じて検討する。
新規整備対象外 (上記以外)	低	基本的に新規整備は行わない。

新規整備推進地域の現状

平成30年現在の整備済み及び造成予定地を除いた新規整備推進地域



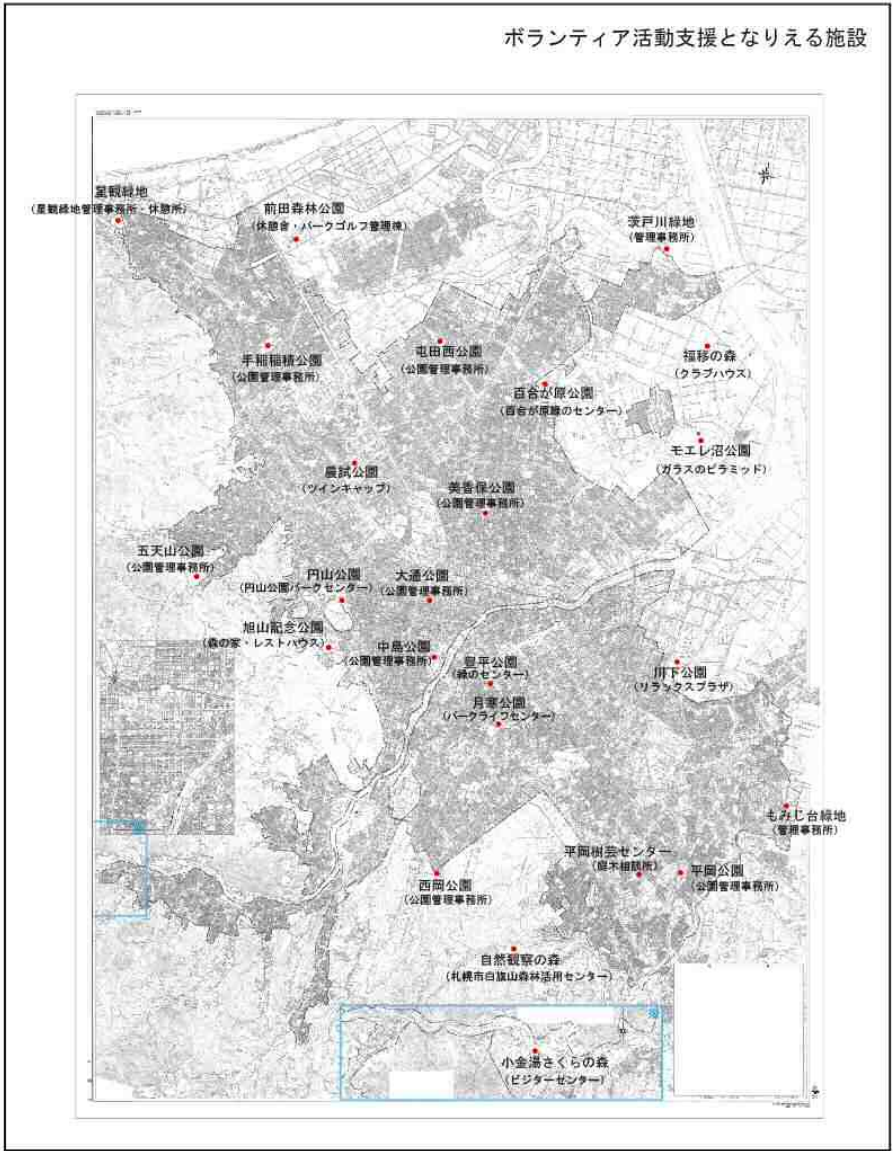
2. みどりに関する市民参加について

■「現状と課題」及び審議会ご意見より

- ・ボランティアの意見を反映する仕組みの検討が必要。
 - ・公園の維持管理にも若い世代の参加が必要。
 - ・子育て世代など若い世代がみどりに関わる機会の提供が必要。
 - ・みどりの活動に興味を持つ方への情報発信の仕方の検討が必要。
 - ・みどりの活動に興味を持っている潜在的な方に情報を届けられるよう発信方法を考えるべき。
- ↓
- ボランティアリーダー等の育成や多様な主体が継続的に活動できる方策が必要。
 - 多様な主体によるみどりづくりの取組が必要。

■ボランティア活動の支援拠点と市民ニーズについて

みどりに関するボランティア活動など市民参加の活動支援の拠点になりえる公園の位置図。



みどりのボランティアに関するアンケート結果 （平成30年）

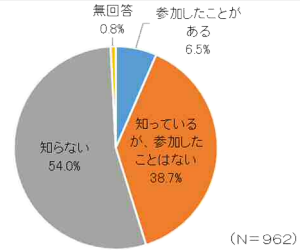
市民の約9割がボランティアに参加したことがない

みどりのボランティア活動の参加の有無については、「知らない」「知っているが、参加したことはない」という回答が、92.7%であった。「参加したことがある」という回答は、わずか6.5%であった。

「活動場所や時間の自由度があれば参加したい」

活動に参加したいと思うきっかけについては、「活動場所や時間の自由度」といふ回答が多かった。

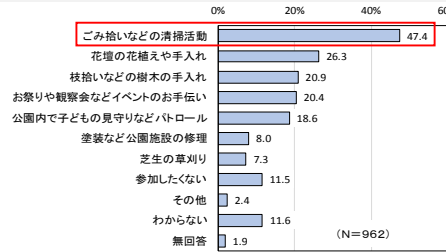
【問7-1】みどりのボランティアの活動に参加したことがあるか。（あてはまるもの1つに○）



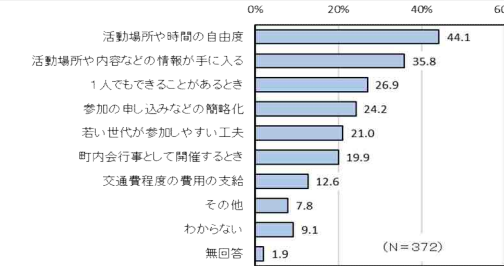
「『ごみ拾いなどの清掃活動』であれば参加したい」

今後参加する場合の活動内容は、「ごみ拾いなどの清掃活動」が約47%で最も多かった。次いで「花植えや手入れ」が約26%であった。

【問7-3】今後、問7-3みどりのボランティア活動に参加する場合、どのような活動に参加したいか。（あてはまるもの全てに○）



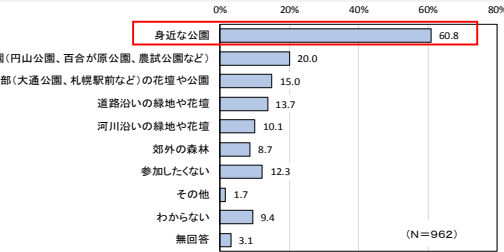
【問7-2】何があれば(また、どのようなとき)参加したいか。（あてはまるもの全てに○） ※問7-1で「2. 知っているが、参加したことはない」の回答者のみ



「『身近な公園』であれば参加したい」

今後参加する場合の活動場所は、「身近な公園」が最も多かった。
子育て世帯では、「身近な公園」の割合が高く、子どもの年齢が低い世帯ほど、その割合が大きくなった。

【問7-4】どのような場所でボランティア活動に参加したいか。（あてはまるもの全てに○）



- ・みどりのボランティアに関する認知度が低く、情報提供のニーズが高いため、**情報提供の工夫が必要。**
- ・**活動場所や時間の自由度、一人でも参加しやすい工夫**が求められている。
- ・活動内容や場所も**若い世代のニーズをくみ取る**ことが必要。
- ・**高齢者も活動に取り込める場や機会、情報提供**が必要。

公園の活性化に関する協議会の設置(都市公園法 H30改正) (国土交通省)

近年、まちなかの公園など立地条件が良いにも関わらず、十分利用されていない公園があります。都市公園法の改正により、公園管理者は都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織できるようになりました。

【協議会の構成委員】

- 公園管理者
- 関係行政機関・自治体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体、自治会、町内会など

【協議会における協議事項(例)】

- 公園の賑わい創出に向けたイベント開催等、運営に関する事項について
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、公園利用上のルール作りについて
- 住民参加による花壇作りや清掃等の美化活動等、住民協働のルール作りについて

【事例】南池袋公園を良くする会(東京都豊島区)

- 南池袋公園の再整備にあたり、地域の関係者の参加による持続可能な公園運営、公園を拠点とした賑わい創出を目指し、地元の関係団体等を中心に会を発足
- 構成メンバーは、公園内のカフェレストラン事業者、商店会、町会、隣接地権者、学識経験者等、豊島区
- カフェレストラン事業者は区との協定に基づき、事業者は収益の一部を地域還元費として会に納入
- 会は、公園を拠点にした地域活性化の活動(イベント等)や公園の管理(芝生の育成に関する啓発活動やごみ拾い等美化活動)を実施



3. 森林、自然歩道について

■「現状と課題」と審議会ご意見より

- ・みどりの量だけでなく質を高めていくことが必要
- ・近郊の森に対する利用ニーズの多様化やオーバーユースへの対策が必要
- ・森林の保全や活用をより計画的に推進することが必要
- ・民有林の継続的な利用を図るための体制や制度の見直しが必要

■都市環境林について

- 環境保全や景観向上の観点から森林の保全が求められており、市民参画による維持管理を推進していくことが必要です

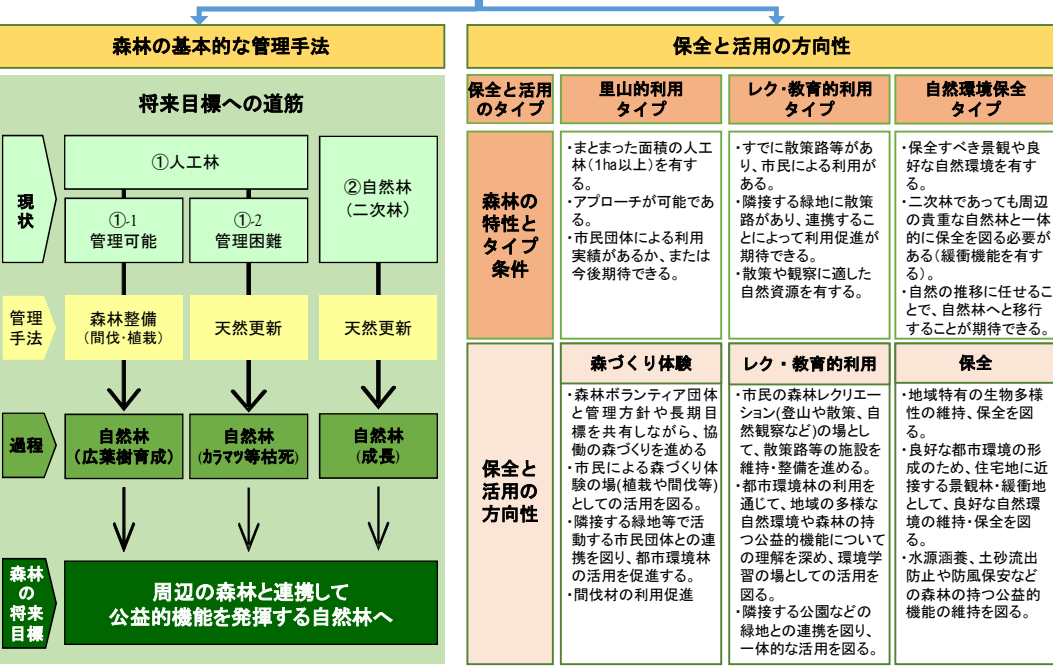
札幌市都市環境林管理方針〔平成30年〕（建設局みどりの推進部）

札幌市には都市環境林は、都市近郊林の保全・活用を目的として主に市街化調整区域の民有林を公有化した樹林地です。1993年（平成5年度）より開始し、現在、37箇所、約1,728haを指定しています。
平成30年には、「札幌市都市環境林管理方針」を策定し、管理手法と森林特性ごとに保全と活用の方向性を示しています。

- 【背景】
- ・市街地に近接している樹林地などで、開発の恐れが強い地域や自然環境、景観及び防災上の公益的機能上保全が必要な地域等について、平成5年から公有化してきた（37箇所、約1,725ha（平成29.4.1現在））。
 - ・白旗山都市環境林では「白旗山都市環境林基本計画」（昭和59年）に基づき、間伐を実施しながら森林レクリエーションの場としての整備・活用を図ってきた。
 - ・平成12年から森林ボランティア団体の活動が一部の都市環境林で行われている。
- 【課題】
- ・これまでは公有化した森林の明確な管理方針がなかった。
 - ・都市環境林ごとに立地条件や林分構造などが異なるだけでなく、一つの都市環境林内にも自然林と人工林が混じることから、画一的な管理手法に対応できない。
 - ・間伐が遅れた人工林が放置され、森林の公益的機能が十分に発揮されない状態となっている。
 - ・隣接する緑地等と連携して、効果的な保全や利用促進につなげる必要がある。
 - ・市民による都市環境林の活用を更に促進する必要がある。

長期目標 大都市近郊に残された貴重な自然として、森林の多様な公益的機能の維持増進を図り、森林の保全と市民のレクリエーションの場としての活用を図る。

- 基本方針
- ①森林の特性に応じた管理手法により、森林の有する公益的機能の発揮を目指す。
 - ②都市環境林の立地条件や施設内容に応じて、都市近郊に残された貴重な自然環境の保全と活用を図る。
 - ③森林ボランティア活動の促進を図り、市民と協働による森づくりを進める。



都市環境林の一覧

エリア	都市環境林名	林種		人工林の管理 可／難	保全と活用のタイプ		
		人工林	自然林		里山的利用	レク・教育的利用	自然環境保全
白旗山・有明	白旗山都市環境林	84%	16%	●	●	●	
	有明都市環境林	80%	20%	●			
	有明第二都市環境林	25%	75%	○	○		●
	有明おいずみ都市環境林	59%	41%	●	●		
	有明の滝都市環境林		100%			●	●
	清田都市環境林		100%			○	●
	滝野よしだ都市環境林	22%	78%	△			○
	西岡都市環境林	16%	84%	△	○	●	●
	澄川都市環境林	2%	98%	△		●	●
	真駒内第一都市環境林		100%				○
藤野・真駒内	真駒内第二都市環境林	34%	66%	●	●	●	
	常盤第一都市環境林	32%	68%	●	●	●	
	常盤都市環境林	98%	2%	△			○
	藤野都市環境林		100%			○	○
	藤野野鳥の森都市環境林	40%	60%	△		●	●
	小金湯都市環境林		100%			●	○
	旭山都市環境林		100%			●	●
	盤溪都市環境林	34%	66%			●	●
	伏見都市環境林		100%			●	●
	円山西町都市環境林		100%			●	●
藻岩・円山	円山西町第二都市環境林		100%			●	●
	山の手都市環境林	4%	95%	△			●
	川治都市環境林		100%			○	●
	南沢第一都市環境林		100%				○
	南沢第二都市環境林	8%	92%	△		○	
	藻岩下都市環境林	16%	84%	△			●
	北ノ沢第一都市環境林		100%				●
	北ノ沢第二都市環境林		100%			●	●
	北ノ沢第三都市環境林	1%	96%	△			●
	中ノ沢都市環境林	1%	99%	△		●	○
西野・手稲	中ノ沢第一都市環境林	3%	87%	△			○
	南沢都市環境林	78%	17%	○	○		○
	五天山都市環境林	14%	86%	○	○	○	●
	西野都市環境林	10%	90%	△		●	○
	西野第二都市環境林	11%	89%	△			○
	手稲丸山都市環境林		100%				○
	宮の沢都市環境林		100%			○	○
●管理可能 ○部分的に可能 △管理困難					●：よくあてはまる ○：あてはまる		

都市環境林の位置図

